

# 社会保障審議会年金部会（第7回）

平成20年4月22日（火）15時～17時

於：東海大学校友会館「阿蘇の間」

## 議 事 次 第

### 1. 開会

### 2. 議事

（1）経済前提専門委員会における検討状況等について

（2）基礎年金国庫負担割合について

（3）報告事項

（4）その他

### 3. 閉会

## 社会保障審議会年金部会（第7回） 配付資料一覧

- 資料1 経済前提専門委員会開催状況
- 資料2 基礎年金の国庫負担割合2分の1実現の意義について
- 資料3 社会保障国民会議の状況について（報告）
- 資料4-1 現物給付との関係も含めた老後の安心の全体像
- 資料4-2 第3号被保険者制度等について
- 資料4-3 市町村の所得情報の活用について
- 資料5-1 公的年金制度に関する各種提言等
- 資料5-2 関係団体からの提言
- 資料5-3 報道機関からの提言
- 資料5-4 雑誌等に掲載された提言
- 資料6-1 年金制度見直しに係る最近の国会での主な議論について
- 資料6-2 民主党案と民主党案に関連する最近の国会での主な議論について
- 資料7 平成16年改正後の残された課題に対する各方面からの主な提案
- 資料8 平成16年改正法の施行状況について（報告）
- 資料9 被用者年金一元化法案の状況について（報告）
- 資料10 企業年金における住所管理対策について
- 権丈委員提出資料 年金部会における基礎年金租税方式化に関する定量的なシミュレーションの必要性

## 経済前提専門委員会開催状況

日時	内容
<p>第1回 平成19年3月2日(金)</p>	<p>経済前提に関連する事項について 検討の進め方について</p> <p>【主な資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口の変化等を踏まえた年金財政への影響(暫定試算)(平成19年2月6日、厚生労働省年金局)</li> <li>・ 年金積立金の基本ポートフォリオについて</li> <li>・ 経済前提専門委員会における検討事項(案)</li> </ul>
<p>第2回 平成19年12月27日(木)</p>	<p>諸外国の経済前提の設定について</p> <p>【主な資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸外国の公的年金の将来見通しにおける経済前提について</li> <li>・ アメリカの公的年金(OASDI)の将来見通し</li> <li>・ カナダの公的年金(CPP)の将来見通し</li> <li>・ スウェーデンの公的年金の将来見通し</li> <li>・ 高齢化関連支出予測の前提と予測手法(EU委員会)</li> </ul>
<p>第3回 平成20年4月2日(水)</p>	<p>新しい労働力推計について 各種の経済見通しについて</p> <p>【主な資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成19年労働力需給の推計(平成20年2月、独立行政法人労働政策研究・研修機構)</li> <li>・ 労働力推計と平成21年財政検証について</li> <li>・ 内閣府「日本経済の進路と戦略」参考試算について</li> <li>・ 民間機関等による経済見通しについて</li> </ul>

## 基礎年金の国庫負担割合2分の1実現の意義について

### (1) 国庫負担の意義

○ 社会保険方式の公的年金制度は、事業主及び被保険者の拠出する保険料を主たる財源とするものであるが、公的年金制度の運営についての国の責任の具体的表明として、給付水準の改善、保険料負担の軽減などの観点から、費用の一部に対して国庫負担を行っている。

\* 我が国の公的年金制度は、社会保険方式を基本とし、無業者や低所得者など保険料負担が困難な者も含めすべての国民に年金保障を及ぼす「国民皆年金」を実現。

こうした中、社会保険料に加え、国庫負担を組み合わせることにより、低所得者でも負担できる保険料水準に抑えるとともに、保険料負担が困難な者に一定の給付を保障する制度(免除制度)の実施を可能としている。

《参考資料①》諸外国における国庫負担の現状・考え方(P5)

## (2) 国庫負担割合3分の1(平成16年改正前)について

- 国民年金においては、制度創設(昭和36年)当時、厚生年金で給付費の15%の国庫負担が行われていたことを踏まえ、また、国民年金に、事業主負担がないこと、保険料負担能力の乏しい低所得者が多いことなどから、厚生年金よりも高い割合の3分の1の国庫負担\*とされた。 \* 制度発足時は保険料拠出時に負担、昭和51年から給付時負担に変更。
- 昭和60年改正による全国民共通の基礎年金制度の創設に伴い、国庫負担は、老後等の保障の基礎的な部分である基礎年金部分の3分の1に集中された。

《参考資料②》これまでの国庫負担の推移(P6)

## (3) 国庫負担割合2分の1実現の意義

- ・ 平成16年改正においては、長期的な給付と負担の均衡を確保し、制度を持続可能なものとするため、基礎年金の国庫負担について、国民年金法の本則上、2分の1を規定。平成16年改正法附則の規定により、2分の1を実現する「特定年度」について、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までの間のいずれかの年度を別に法律で定めることとされている。
- ・ 国庫負担割合2分の1実現は、年金制度を持続可能なものとするための前提。

- ◇ 社会保障審議会年金部会では、国庫負担割合の2分の1への引上げについては、将来の保険料水準を過大なものとせず、給付も適切な水準を保つために、必要不可欠とされた。

<社会保障審議会年金部会『年金制度改革に関する意見』(平成15年9月)>

平成12年改正法附則に規定された基礎年金に対する国庫負担割合の2分の1への引上げについては、将来の保険料水準が過大なものにならないようにし、給付も適切な水準を保つことができるようにするため不可欠なものであることから、安定的な財源を確保し、今回改正で実現すべきである。また、これは国会が国民に約束した事項であり、年金に対する国民の信頼を確保していくためにも実現すべきものである。

◎平成16年財政再計算における最終保険料の見通し

【国民年金】29,500円(改正前) ⇒ 16,900円(改正後)

【厚生年金】25.9%(改正前) ⇒ 18.3%(改正後)

(\* 改正前の給付水準を維持し、国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げた場合:

【国民年金】20,700円 【厚生年金】22.8%)

<<参考資料③>>最近の財政再計算における将来保険料の見通しなど(P7)

◇ なお、国庫負担割合2分の1実現の結果、次のような効果もあるところである。

- ・ 国庫負担割合2分の1実現に伴い、免除期間の評価も、現行の3分の1から2分の1へと引上げ。

\* 免除期間は、免除の種類に応じて以下の給付水準。[保険料納付済期間の給付が1]( )内は現行水準(国庫負担3分の1)

- ・ 全額免除           2分の1   (3分の1)       ・ 4分の3免除       8分の5   (2分の1)
- ・ 半額免除           4分の3   (3分の2)       ・ 4分の1免除       8分の7   (6分の5)

\* なお、平成16年改正により導入された多段階免除制度(国民年金の保険料を被保険者の負担能力に応じて設定)により、国庫負担引上げによる将来保険料の上昇抑制とも相まって、低所得者層にとって、より保険料の納付が容易となる効果。

- ・ 国庫負担割合2分の1実現は、将来の給付と保険料負担の関係(比率)の前提。

<世代ごとの給付と負担の比率\*(国庫負担が2分の1に引き上がった場合)>

\* 保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの

生まれ年	1955年	1965年	1975年	1985年	1995年	2005年
厚生年金(基礎年金を含む)	3.2倍	2.7倍	2.4倍	2.3倍	2.3倍	2.3倍
国民年金(基礎年金)	2.3倍	1.9倍	1.8倍	1.7倍	1.7倍	1.7倍

<『年金改革の骨格に関する方向性と論点』

(第12回社会保障審議会年金部会配布資料(平成14年12月)>

平成16年の年金改革において国庫負担割合1/2を実現することは、給付水準の調整あるいは最終的な保険料水準上昇の抑制を可能とする。その効果は、(中略)個人単位で見た場合に、期待される将来の給付に対する保険料納付の関係が改善され、自分の納付する保険料が確実に給付を増加させていく拠出のメリットを十分に実感できる仕組みとなる。

その結果、特に若い世代を中心とした現役世代の年金制度に対する不安感や不信感の解消に寄与し、制度の長期的な安定化にとって重要なポイントとなる。

# <参考資料①> 諸外国における国庫負担の現状・考え方

国名 (制度名)	ドイツ (一般年金保険)	フランス (老齢・遺族年金(一般制度))	スウェーデン (老齢年金)	アメリカ (OASDI)
公的年金の体系 (黒色部分が税財源)				
国庫負担の考え方	公的年金制度に対する補助として、保険料の過度な上昇を抑制するという観点から行われているものであると考えられる。	年金制度の財源は、保険料収入を基本としており、国庫負担は例外的な位置づけである。	所得比例年金には基本的に国庫負担は入っておらず、保証年金が全額国庫負担で支給されている。	賦課方式の下で、年金に対する課税を現役世代に還元する趣旨であると考えられる。
国庫負担の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金保険の支出に対する連邦補助</li> <li>1992年 連邦補助の額については、前年の平均的労働従事者の税引き前賃金・給与総額の伸び、及び前年と当該年の保険料率の変化率により決定する仕組みを導入。</li> <li>1999年 環境税を導入し、保険料を引下げ(1998年20.3%→1999年19.5%)。</li> </ul> <p>(注)上記の連邦補助とは別に、育児で保険料を納められなかった期間に対する給付の費用等を国が負担。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般制度の年金給付費全体に占める一般財源からの国庫負担の割合は約8%。</li> <li>なお、これとは別に、一般社会拠出金(CSG)の一部が充当される老齢連帯基金により、一般制度における失業期間中の保険料の負担、無拠出性の給付、児童数に応じた加算が負担されている。</li> </ul> <p>【一般社会拠出金(CSG)について】 課税対象:高齢者の所得や資産性所得を含むほとんど全ての所得 税率:7.5%(一部の所得について例外有り) 充当先:1.1%分が全国家族手当金庫、1.05%が老齢連帯基金(FSV)、5.25%分が疾病保険など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得比例年金の給付を行うAP基金には事業主負担社会保険料及び本人負担老齢年金保険料のみが投入され、給付費全体をまかなうための国庫からの投入は行われない。</li> <li>ただし、育児期間・兵役期間等については、年金制度上、所得の上乗せ制度があり、上乗せ部分の所得に係る保険料については国庫から負担している。</li> <li>保証年金の給付は国庫からの支出でまかなわれる。財政制度上、社会保険料の充当はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般財源からの国庫負担はなし。</li> <li>ただし、1983年改正により、年金給付に対する課税が定められた。(それ以前は非課税。)</li> </ul> <p>→単身者の場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>年金給付以外の所得+非課税利子+年金給付の50%を足したもの(合算所得)が25,000ドル(約295万円)から34,000ドル(約400万円)の間である場合、年金給付の50%に対して所得税を課税。</li> <li>合算所得が34,000ドル以上の場合、85%までの年金給付に対して所得税を課税。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>約3割の年金受給者につき、年金給付に課税。</li> <li>年金課税の税収は、社会保障信託基金に繰り入れ。</li> </ul> <p>※米国所得税(連邦税)の税率(2005年、単身者の場合):課税所得により10%~35%</p>
保険料水準 (2007年)	19.9%	16.65%	17.21%	12.4%
年金給付費に対する 国庫負担額の割合 (注1) (2006年)	27.5% (連邦補助)	約8% (注2) (なお、これとは別に、一般社会拠出金の一部が充当される老齢連帯基金において、無拠出性の給付等の費用を負担。)	10.8% (注3)	— (ただし、年金課税による税収は、社会保障信託基金に繰り入れられており、その年金給付費に占める割合は3.1% (注4))

(注1)仮に基礎年金の国庫負担割合を2分の1とした場合の日本は約21%(2005年)

(注2)「年金給付費」に対する「国庫負担額と一般社会拠出金の一部が充当される老齢連帯基金からの負担額との合計額」の割合を単純計算すると、24.1%(2006年)

(注3)老齢年金(所得比例年金+保証年金)の給付費に占める保証年金の給付費の割合を単純計算したもの。

(注4)高額所得者に対する年金課税による税収の信託基金への充当は、年金給付に対する一般財源による公費負担とは異なり、そもそも労使及び自営業者などによる信託基金への拠出に基礎をおく財源によるものであったとも考えられ、厳密には年金給付に対する国庫負担には当たらないとの考え方もある。



<参考資料②>これまでの国庫負担の推移

	厚生年金	国民年金
昭和17年	○労働者年金保険制度の発足 ・ 給付費の10%(坑内員は20%)	
昭和29年	○新厚生年金保険法の制定 ・ 給付費の15%(坑内員は20%)	
昭和36年		○国民年金制度の発足 ・ 保険料拠出時に保険料総額の1/2
昭和40年	○負担割合の引上げ ・ 給付費の20%(坑内員は25%)	
昭和51年		○給付時負担に変更 ・ 給付費の1/3
昭和61年	○基礎年金制度の導入 ・ 基礎年金の1/3 * この他にも、保険料全額免除期間に係る給付費の全額などの特別国庫負担が行われている。	
平成16年	○年金法の本則上、基礎年金給付費の1/2を規定。改正法附則の規定により、2分の1を実現する「特定年度」について、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までの間のいずれかの年度を別に法律で定めることとされている。	
～現在	○平成17年から19年まで、段階的引上げを実施。 ・ 現在、約36.5%(1/3+32/1000) ○平成20年度においても、段階的引上げ(約36.5%→約37.3%)を行う法律案を第169回通常国会に提出中。(法案の状況については、P8参照)	

<参考資料③> 最近の各財政再計算における将来保険料の見通しなど

財政再計算の時期	将来保険料の見通し		制度改正前の保険料	制度改正後の保険料 引上げの道筋
	<国民年金>	<厚生年金>		
平成6年	【改正後】 21,700円	【改正前】 34.8%(27.0%) 【改正後】 29.8%(23.1%)	<国民年金> 11,100円 <厚生年金> 14.5% (11.38%)	<国民年金> 平成7年度に11,700円とし、以後、毎年500円ずつ引上げ <厚生年金> 平成6年11月～ : 16.5% (12.92%) 平成8年10月～ : 17.35% (13.58%)
平成11年	【改正前】 26,400円 【改正後】 25,200円(国庫負担1/3) 18,500円(国庫負担1/2)	【改正前】 26.7% 【改正後】 21.6%(国庫負担1/3) 19.8%(国庫負担1/2)	<国民年金> 13,300円 <厚生年金> 13.58%	保険料は据え置き
平成16年	【改正前】 29,500円(国庫負担1/3) 20,700円(国庫負担1/2) 【改正後】 16,900円	【改正前】 25.9%(国庫負担1/3) 22.8%(国庫負担1/2) 【改正後】 18.3%	<国民年金> 13,300円 <厚生年金> 13.58%	2017(平成29年度)以降の 保険料水準を固定 ・国民年金16,900円 (平成17年4月から毎年280円 引上げ) ・厚生年金18.3% (平成16年10月から毎年 0.354%引上げ)

\* 価格は、いずれも、当該年度の価格。

\*\* 平成6年の括弧内及び平成11年の厚生年金の保険料率については、総報酬ベースに変換したものの。

## 平成20年度国庫負担引上げ法案の状況等について(報告)

### (1) 法案の状況

- 平成20年度における基礎年金の国庫負担割合を現行の約36.5%から約37.3%とする「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を第169回通常国会に提出。(平成20年1月25日)
- 現在、議案の付託が行われておらず、審議がなされていない状況。

### (2) 法案が成立しないことに伴う影響

- 現在のところ、本年度の国庫負担は従前の負担割合(1/3+32/1,000)で行われている。現時点では、事務的には混乱なく対応できている。
- しかしながら、予算上措置されている国庫負担の一部(平成20年度の引上げ分)が執行できない状態。
- このため、現在は、本来、国庫負担で賄うべき部分を保険料財源で暫定的に肩代わりをしている状態であることから、この分の資金の運用機会を逃している\*が、年金財政への深刻な影響は見られない。

\* これに伴う機会費用は、現在のところ、約0.5億円程度であり、法案の成立が2ヶ月遅れるごとに、同額の追加的な機会費用が発生する見込み。

- なお、平成16年財政再計算及び暫定試算(平成19年2月)においては、平成20年度における国庫負担引上げを見込まない形で算定しており、両計算に影響はない。

## 社会保障国民会議の状況について（報告）

### 1. 本会議

第1回 1月29日

自己紹介・フリートーキング

第2回 3月21日

3分科会での検討状況報告、意見交換

第3回 4月16日

「制度横断的課題・社会保障制度に共通する課題」

### 2. 基本問題ワーキンググループ

第1回 4月 3日

本会議及び分科会の今後の進め方

### 3. 分科会

#### (1) 所得確保・保障（雇用・年金）分科会

第1回 3月 4日

自己紹介・フリートーキング

第2回 4月14日

「現役世代（時代）の活力について考える」

第3回 4月30日（予定）

「高齢期の所得保障のあるべき姿」

#### (2) サービス保障（医療・介護・福祉）分科会

第1回 2月26日

自己紹介・フリートーキング等

第2回 4月 9日

「これからあるべき医療・介護・福祉サービスの姿について」

第3回 4月22日

「これからの医療・介護・福祉サービスの姿を実現するために必要なサービス提供の仕組み・体制・担い手の確保について」

#### (3) 持続可能な社会の構築（少子化・仕事と生活の調和）分科会

第1回 2月27日

自己紹介・フリートーキング等

第2回 4月 7日

「子育て経験者、サービス提供者からの問題提起、意見交換」（木幡委員・奥山委員）

第3回 4月21日

「ワーク・ライフ・バランスの専門家、サービス提供者からの問題提起、意見交換」（阿部委員、駒崎委員）

# 社会保障国民会議の設置について

## 1. 趣 旨

将来にわたって国民に信頼される社会保障制度に裏打ちされた、すべての人が安心して暮らし、本当の意味での豊かさを実感できる社会をつくっていくために取り組んでいくことが必要であるという観点から、有識者の参加を得つつ、社会保障のあるべき姿と、その中で、政府にどのような役割を期待し、どのような負担を分かち合うかを、国民が具体的に思い描くことができるような議論を行うため、社会保障国民会議を開催する。

## 2. 構 成

### (1) 構成

有識者16名により構成。内閣総理大臣が開催。必要に応じ、関係大臣等出席  
(座長：吉川洋 東京大学大学院経済学研究科教授)

### (2) 分科会

以下のテーマについて分科会を設置

- ① 所得確保・保障〔雇用・年金〕
- ② サービス保障〔医療・介護・福祉〕
- ③ 持続可能な社会の構築〔少子化・仕事と生活の調和〕

## 社会保障国民会議メンバー

阿藤 誠	早稲田大学人間科学学術院特任教授
大森 彌	NPO法人地域々政策ネットワーク代表理事、 東京大学名誉教授
奥田 碩	トヨタ自動車株式会社取締役相談役
小田 與之彦	社団法人日本青年会議所会頭
唐澤 祥人	社団法人日本医師会会長
神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授
塩川 正十郎	東洋大学総長
清家 篤	慶應義塾大学商学部教授
高木 剛	日本労働組合総連合会会長
竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
中田 清	社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
樋口 恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
南 砂	読売新聞東京本社編集委員
山田 啓二	京都府知事
吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

# 基本問題ワーキンググループについて

## 1. 目的

各分科会が今後検討を進めるに当たり、各分科会で行われた議論についての方向性を共有するとともに、これを踏まえ、

(1) 各制度横断的な視点から検討すべき事項

(2) 各分科会が共有すべき検討の視点

を提示することで、ミクロ的視野とマクロ的視野のキャッチボールを進めていく

## 2. 位置付け

分科会と親会との議論の整合性を取り、円滑に進めるための座長の下に設置する作業グループ。基本問題WGの検討結果を、座長から親会に報告し、親会から各分科会に指示。それを受けた各分科会の検討結果を親会に報告。

## 3. メンバー

吉川 洋 (座長)

清家 篤 (所得確保・保障分科会座長)

大森 彌 (サービス保障分科会座長)

阿藤 誠 (持続可能な社会の構築分科会座長)

伊藤補佐官

官房長官

## 4. WGの運営方針

(1) 3月中に検討の基本的視野と制度横断的な検討課題を検討

(2) 5月末までに各分科会で上記制度横断的な検討課題を検討

(3) 各分科会の検討を踏まえ、6月から、中間報告の検討

## 社会保障国民会議 所得確保・保障(雇用・年金)分科会 名簿

岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
岩本 真実	株式会社K2インターナショナルジャパンY-MAC統括責任者
岡本 康男	日本経済団体連合会社会保障委員会年金改革部会長
小田與之彦	社団法人日本青年会議所会頭
権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授
古賀 伸明	日本労働組合総連合会事務局長
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
塩川正十郎	東洋大学総長
清家 篤	慶應義塾大学商学部教授
中村 時広	松山市長
原 令子	株式会社JEサポート代表取締役、社会保険労務士原令子事務所所長
細野 真宏	受験予備校 Hosono's Super School 主宰
水町勇一郎	東京大学社会科学研究所准教授
宮島 香澄	日本テレビ報道局記者
宮武 剛	目白大学教授
山田 啓二	京都府知事



## 所得確保・保障（雇用・年金）分科会

### 今後のスケジュール

【テーマ】安心できる老後生活のおおもとは現役世代（時代）の活力にある

（第1回 3月4日 フリーターキング）

#### 第2回：現役世代（時代）の活力について考える（4月14日）

- (1) 構造変化のもとで社会保障に守られ、他方でそれを支える基盤を拡大する
- (2) そのための雇用機会、能力発揮機会の拡大（若年、女性、高齢者、障害者）  
→とくに長期にわたり支え手となる若者の円滑な職業生活への移行と、働く意思と仕事能力を持つ高齢者の就業期間の延長  
→上記の目的と統合的な企業の雇用管理のあり方を促すために必要と考えられる施策等について

#### 第3回：高齢期の所得保障のあるべき姿（4月下旬）

- (1) 勤労所得、財産所得（含住宅）、年金所得
- (2) 高齢期のフローを生む現役時代のストック（人的資産、金融・住宅資産）  
→ストック蓄積の促進とそのストックをフローに変える仕組みの整備
- (3) 引退後所得についての自助、共助、公助の役割分担

#### 第4回：第2回、第3回を踏まえた制度論（5月中旬）

- (1) 雇用制度（性別、年齢、雇用形態などに関らず能力を伸ばし発揮できる制度）
- (2) 社会保障制度（年金、生活保護、雇用保険、雇用助成、育児支援など、とくに雇用形態多様化との対応、就業促進政策との整合性の観点などから）
- (3) 年金の給付と負担にかんする基本的考え方（シミュレーションなどもここで議論）  
→(1)(2)を踏まえたあるべき制度における歳入条件（これには年金と医療・介護、少子化対策とのバランスなども含む）

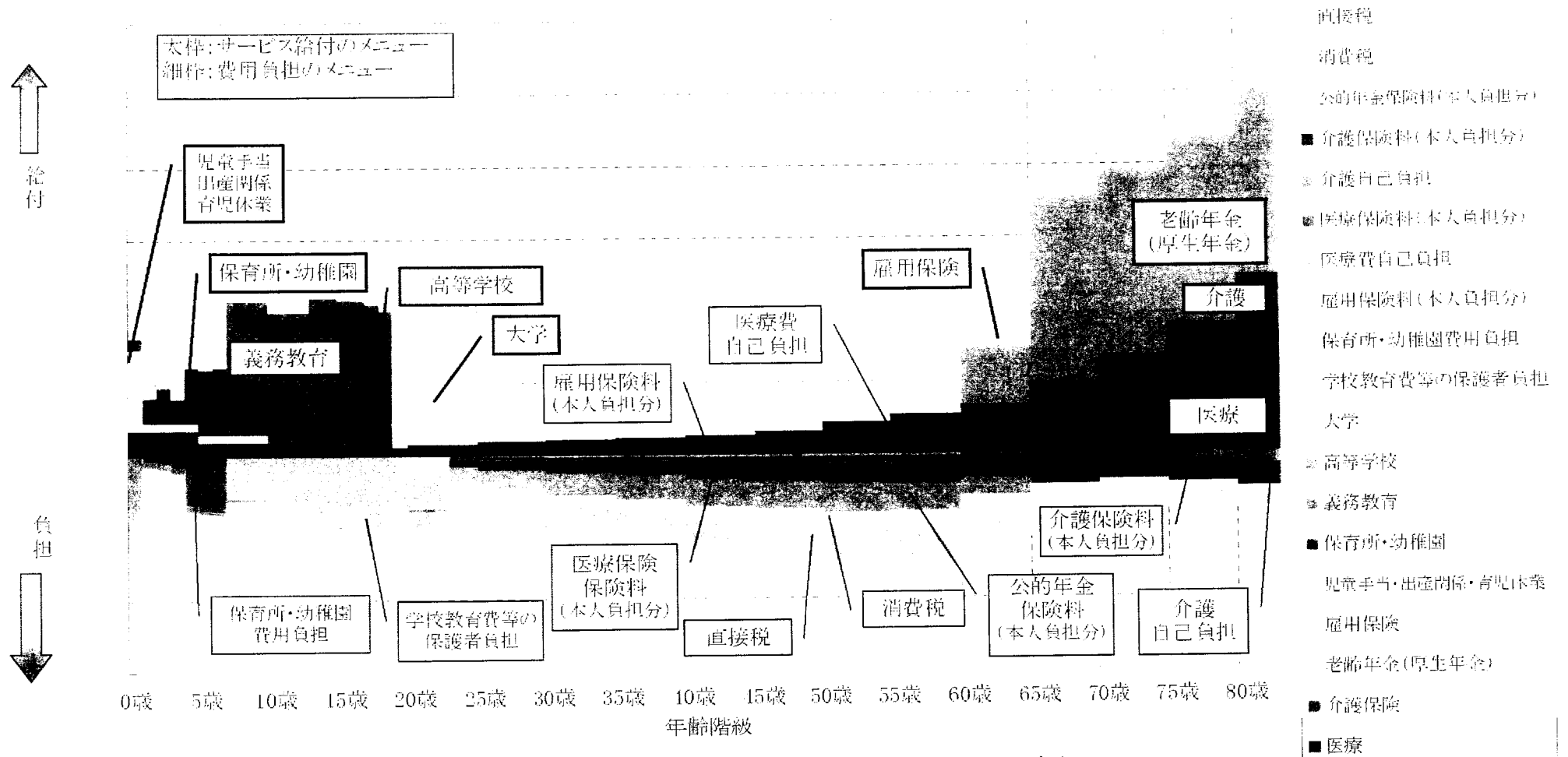
#### 第5回：中間報告作成（6月上旬）

- (1) テーマに掲げた基本メッセージ（第1回、第2回あたりの議論をまとめる）
- (2) (1)の実現のための方策（第3回、第4回の議論を中心に）

# 現物給付との関係も含めた老後の安心の全体像

# ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担

- 給付面では、ライフサイクルに応じて一定の給付があるが、特に高齢期に手厚い。
- 負担面では、就労期に所得の増大とともに、社会保険料・税などの負担が増大。



(注) 平成15年度(データがない場合はできるだけ直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算したイメージ図

## 所得保障

※各制度についての説明は概略を示したものであり、数字や金額は概算である。

☆ 万が一、失業したときのために



## 雇用保険（失業等給付）

雇用保険の被保険者の方が、倒産、解雇、自己都合等により離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職していただくために支給されるもの。

（例）勤続20年の40歳の会社員（月給36万円）が、会社倒産により失業し、求職活動した場合月額約18万円（過去の月給の50%相当）の給付を、約9か月にわたり、受けることができる

☆ 老齢等により、所得確保が難しくなったときのために



## 年金

老齢の方、障害を負った方等の、所得の喪失又は低下を、一生涯保障するもの。

・サラリーマンの方なら……

（例）平均的な収入（36万円）で40年間就業したサラリーマンの夫婦

厚生年金	月額232,592円 (平成19年度)
------	------------------------

※ 夫婦の基礎年金部分を合わせ、計算  
※ 将来的にも所得代替率50%を維持

物価、賃金の上昇を考慮せず、ともに85歳まで生きたとすると、生涯の年金総額は約5,600万円となる。

・40年間保険料を納付した自営業者の方なら……

老齢基礎年金	月額 66,008円 (平成19年度)
--------	------------------------

・子供の時から重い障害があったり、働き盛りの時に事故で重い障害が残ってしまった場合……

障害基礎年金（1級）	月額 82,508円 (平成19年度)
------------	------------------------

※ これに加え、サラリーマンの場合は、報酬比例年金を給付

・高齢者世帯の平均収入（約302万円）の約7割（約212万円）は公的年金等がカバー

## 社会サービスの保障

※各制度についての説明は概略を示したものであり、数字や金額は概算である。

☆ 病気になったり、ケガをしたときのために



医療サービス

### ○サービスの提供体制

・全国の平均的な姿(人口10万人の市に置き換えてみると…)

	人口10万人当たり	1人の医師等が対応する人数
医師数	約220人	1人の医師で、455人の国民
看護職員数	約980人	1人の看護職員で、102人の国民
病床数	約1,300床	1病床で、77人の国民



### ○医療費

- ・ 外来や入院で医療サービスを受けた場合も、原則7割が医療保険によりカバーされる。さらに、医療費の自己負担額が高額となった場合の高額療養費制度もある。

(例1) 入院の場合 ※ 現役世代で、高額療養費の対象となる場合。

- ・ 胃がんの手術のため30日間入院  
→ 医療費合計 約158万円 (うち約148万円は医療保険から給付)
- ・ 肺炎の治療のため、病院の療養病床に30日間入院  
→ 医療費合計 約44万円(うち約35万円は医療保険から給付)

(例2) 風邪をひいて、外来にかかった場合

- 医療費合計 約10,600円 (うち約7,400円は医療保険から給付)
- ・ 日本人の生涯医療費は約2,300万円(その半分は70歳以上で支出)。
- ・ 日本の国民医療費の約86%は、医療保険等によって給付されている。

※各制度についての説明は概略を示したものであり、数字や金額は概算である。

☆ 高齢で、介護が必要になったときのために



介護サービス

## ○サービスの提供体制

・全国の平均的な姿(人口10万人・高齢化率20%の市に置き換えてみると…)

高齢者2万人、要介護高齢者3,000人(うち要介護3~5の中程度の者が1,000人以上)に対して

	高齢者2万人当たり	1人のホームヘルパー、1定員が対応する人数
ホームヘルパー	132人	ホームヘルパー1人で、要介護高齢者20.5人
グループホーム	定員91人	グループホーム1定員で、要介護高齢者29.7人
施設サービス	定員614人	施設1定員で、要介護高齢者(中程度)1.9人



## ○介護給付費

・在宅や施設で介護サービスを受けた場合も、原則9割が介護保険によりカバーされる。

さらに介護費用の自己負担が高額となった場合の高額介護サービス費制度もある。

(例1) 在宅で訪問介護等を利用する要介護3のお年寄りの場合

→ 最大約27万円分のサービスの利用が可能(うち最大約24万円は介護保険から給付)

(例2) 特別養護老人ホームに入所する要介護5のお年寄りの場合

→ 平均的な1人当たり費用額は約29万円(うち約26万円は介護保険から給付)

※各制度についての説明は概略を示したものであり、数字や金額は概算である。

☆ 障害により、介護等が必要になったときのために.....➤

**障害福祉サービス**

## ○サービスの提供体制

・全国の平均的な姿(人口10万人・障害者の割合6%の市に置き換えてみると・・・)

障害児・者6,000人(身体障害児・者3,000人、知的障害児・者500人、精神障害児・者2,500人)、  
障害者自立支援法の障害福祉サービスを利用する障害児・者400人(うち障害程度区分4～6の  
中程度の者が200人)に対して

	障害者6,000人当たり	1人のホームヘルパー、1定員が対応する人数
ホームヘルパー	92人	ホームヘルプ1人で、障害福祉サービス利用者4.3人
グループホーム・ケアホーム	定員33人	グループホーム・ケアホーム1定員で、障害福祉サービス利用者12.1人
入所サービス	定員145人	施設1定員で、障害福祉サービス利用者(中程度)1.4人

## ○介護給付費・訓練等給付費

・在宅や施設で障害福祉サービスを受けた場合、9割以上が公費で支給される。

(例1) 入所サービスを利用する障害者(本人年収80万円以下)

→ 約4万円を負担

\* サービスに要する費用(約35万円)及び食費・光熱水費(約6万円)のうち約37万円を公費で支給

(例2) 通所サービスを利用する障害者(本人年収80万円以下)

→ サービスに要する費用(約15万円)のうち1,500円を負担 \* 約14.8万円を公費で支給

※ このほか食費(約1.5万円)のうち約5,000円を負担



☆ 子育て支援が必要になったときのために



子育て支援サービス

## ○サービスの提供体制

- ・ 保育所数(22,848か所)： 定員数 210.5万人(平成19年度)  
※ 3歳未満児の約2割(5人に1人)、3歳以上児の約4割(5人に2人)が保育所を利用
- ・ 放課後児童クラブ数(16,685か所)(平成19年度) 登録児童数:約75万人  
※ 小学校3年生までの子供の約2割が利用
- ・ 地域の子育て支援の拠点数 4,130か所(中学校区の約4割に設置)(平成18年度)



## ○子育て支援に関する給付

### ・子どもが生まれたとき

1出産児につき35万円の出産育児一時金が健康保険等から給付(分娩の費用等に充当)

### ・子育てのために休業したとき

子どもが1歳になるまで休業前賃金の50%(※)が雇用保険から育児休業給付として給付  
(保育所 に入れない場合等は1歳半まで) ※ 平成21年度末までの暫定措置

### ・働くために保育所を利用したとき (例えば横浜市で2歳の子どもを保育所に預けると・・・)

保育にかかる費用月約10万円のうち、約7万円を公費で負担 ※ 家計の状況等により異なる。

### ・小学校までの子どもを育てているとき

第1子、第2子は月額5,000円、第3子以降は月額10,000円の児童手当が給付

(3歳未満についてはすべて月額10,000円)(高所得の方を除く全体の9割の方に給付)





※各制度についての数字や金額は概算である。

## 【ミクロでみた社会保障給付を支える国民の拠出・負担】

### ○保険料

年金	自営業、専業主婦	国民年金	月額14,100円(平成19年度) ※ 平成29年度以降 16,900円(平成16年度価格)
	サラリーマン	厚生年金	総報酬の14.996%(法定・労使折半)(平成19年9月～20年8月) ※ 平成29年度以降 18.3% ＜被保険者の本人負担(月収36万円の場合) 月収分:月26,993円 賞与分:年97,174円＞
医療	自営業者等	国民健康保険	1世帯平均 月額11,742円
	中小企業従業員等	政府管掌健康保険	総報酬の8.2%(法定・労使折半) ＜被保険者の本人負担の平均 月収分:月11,603円 賞与分:年18,448円＞
	大企業従業員等	組管管掌健康保険	総報酬の3～9.5(平成20年度以降 10)%(組合により料率・労使の負担割合は異なる) ＜被保険者の本人負担の平均 月収分:月11,588円 賞与分:年36,265円＞
介護	65歳以上の方	介護保険 第1号被保険者	被保険者平均で月額4,090円
	40～64歳の方	介護保険 第2号被保険者	総報酬の1.23%(政管の場合・労使折半) ＜被保険者の本人負担の平均 月収分:月 1,722円 賞与分:年2,761円＞
雇用	労働者	雇用保険	賃金の1.5%(法定・労働者0.6%・事業主0.9%)

### ○平成19年度のサラリーマン(夫婦子2人)世帯の拠出・負担のイメージ

	社会保険料	所得税＋住民税
年収が300万円の場合	約30万円	約0.9万円
年収が500万円の場合	約50万円	約19.5万円
年収が700万円の場合	約70万円	約45.9万円

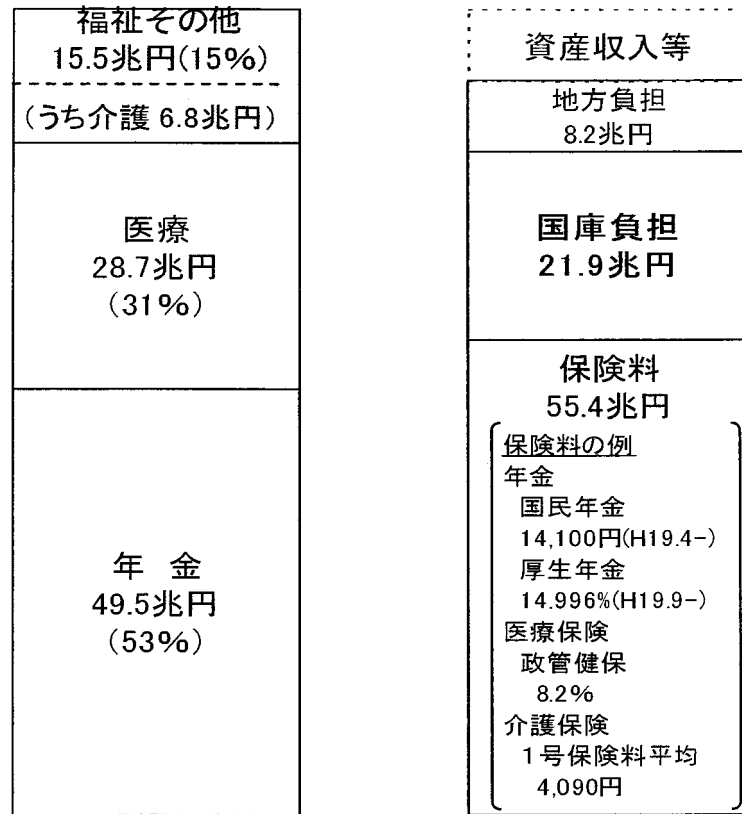
※ 財務省・総務省ホームページより作成

# 社会保障の給付と負担の現状

- 社会保障給付費は約90兆円(年金が約5割、医療が約3割)
- この給付(90兆円)を保険料(約6割)と公費(国・地方)(約3割)などの組合せにより賄う
- 社会保障に対する国庫負担は20兆円を超え、一般歳出の45%を占めている

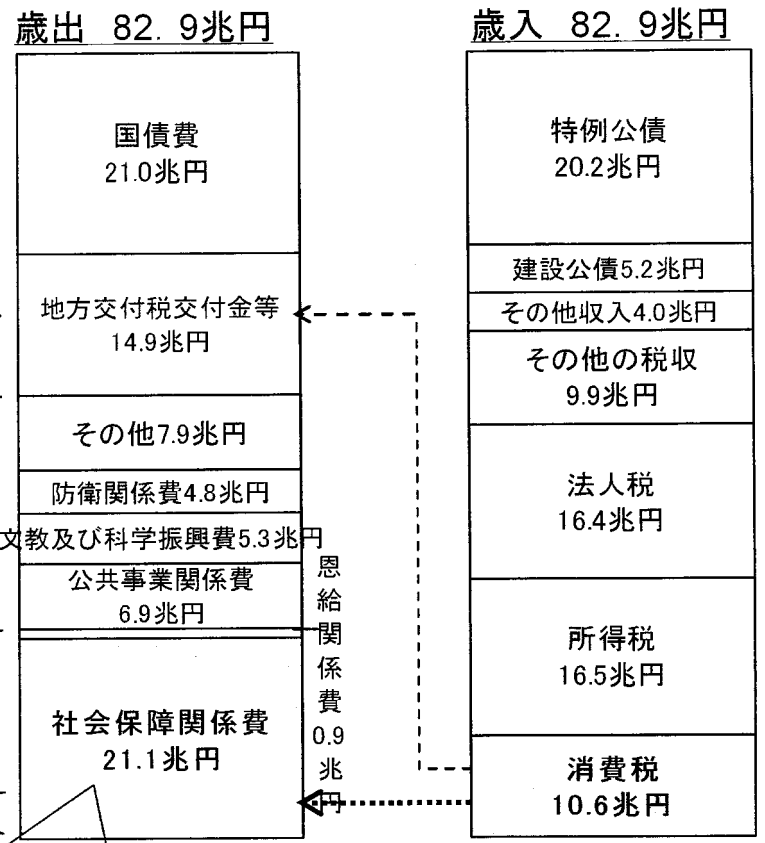
## 社会保障給付費(平成19年度予算ベース)

給付費 93.6兆円 財源 85.5兆円+資産収入  
(NI比 24.4%)



直近の実績値(平成17年度)  
 ・ 社会保障給付費 87.9兆円(NI比23.9%)  
 ・ 財源構成 保険料 54.7兆円、公費30.1兆円(ほか資産収入など)

## 国 一般会計(平成19年度予算)

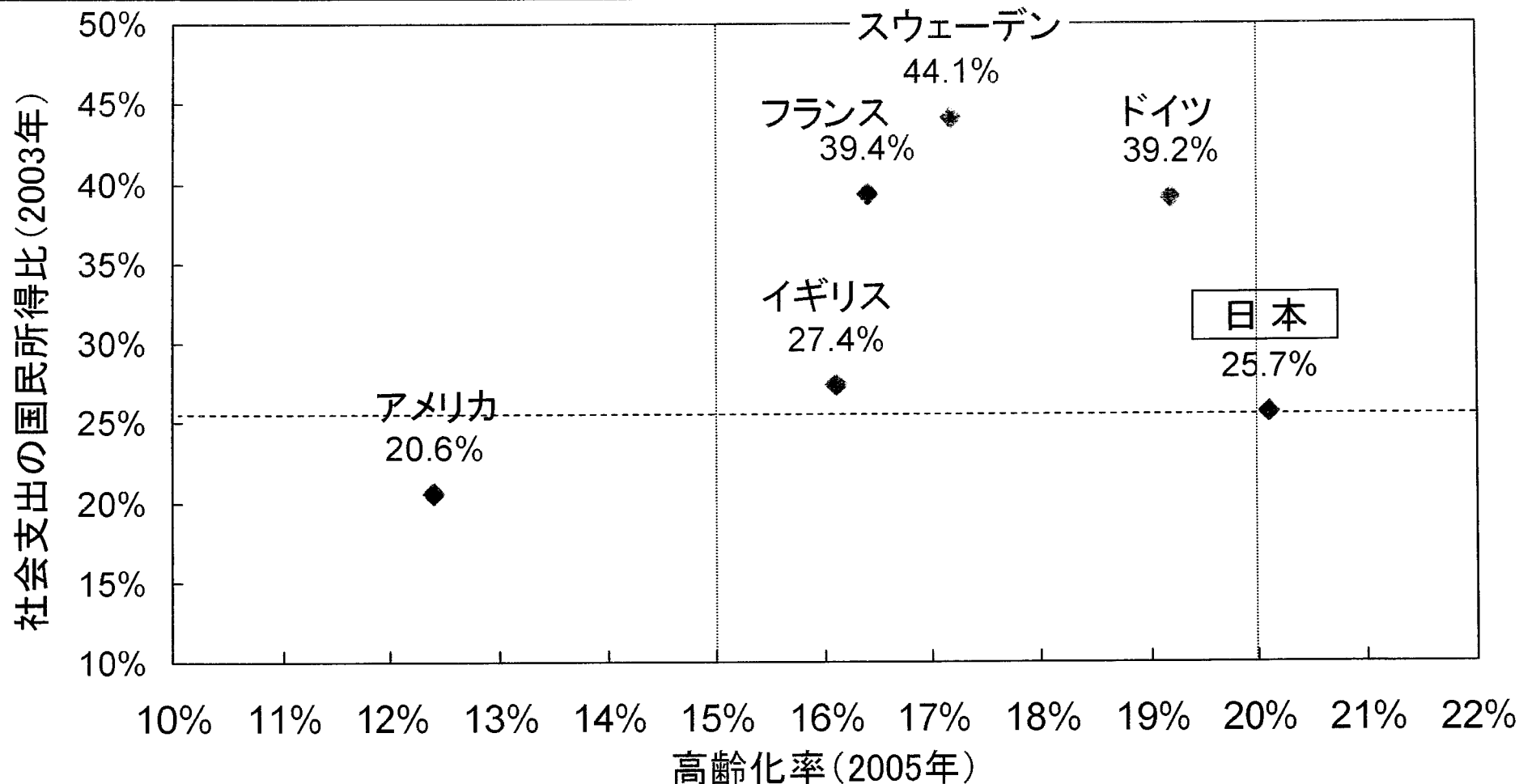


一般会計歳出の25%  
一般歳出の45%

※国の消費税収(地方交付税分を除く国分=7.5兆円)については、基礎年金、老人医療及び介護(全体で12.8兆円)に充てることを予算総則に規定(平成11年度予算以降)

# 社会保障の給付規模の国際的な比較

- 我が国は世界のトップを切って高齢化率が20%を超えているが、社会保障給付の国民経済に対する規模を見ると高齢化率が4～8%低い英米と同程度の水準。
- 欧州大陸諸国は、我が国より高齢化率は低いが、社会保障給付の国民経済に対する規模は我が国の水準を上回り国民所得比で4割程度に達している。

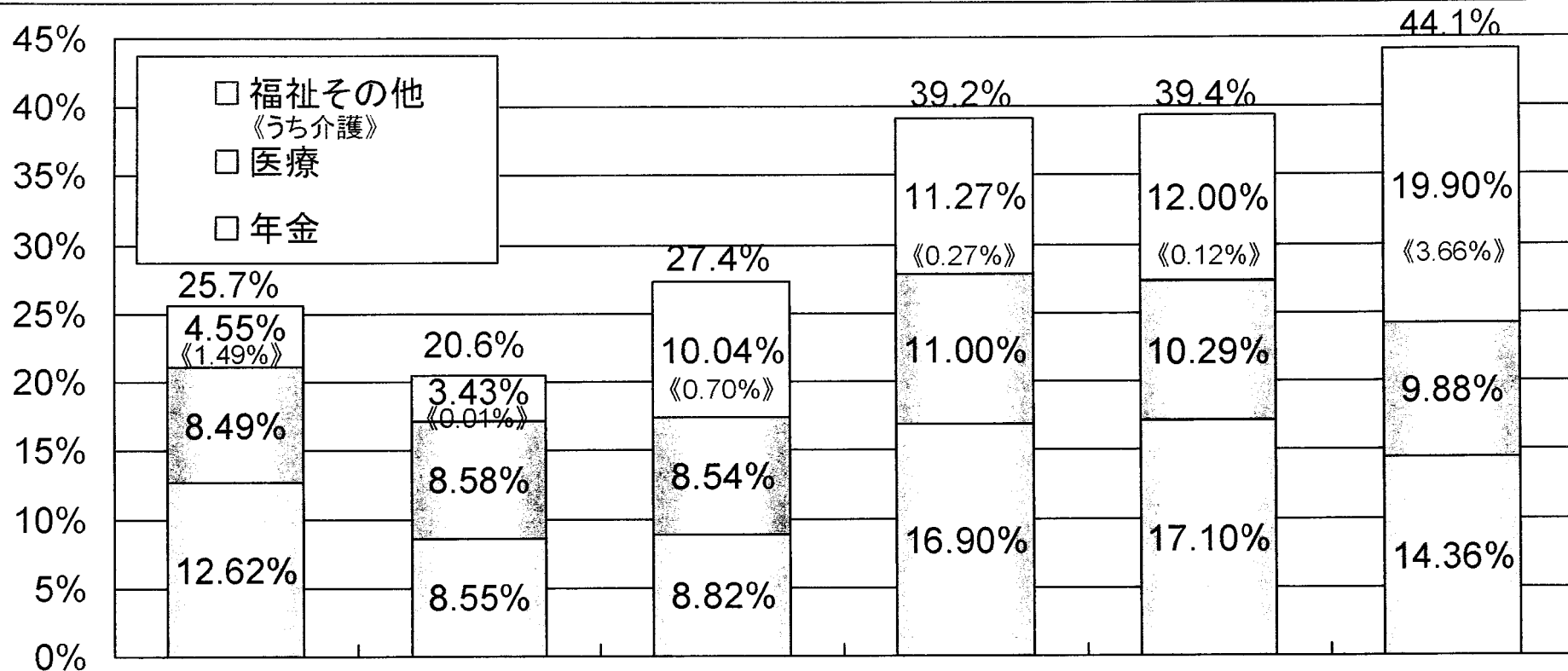


(注) 社会支出は OECD: "Social Expenditure Database 2007"、高齢化率は OECD: "OECD in figures 2007" による。  
 OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(公的住宅費用、施設整備費等)も計上されている。

# 社会保障給付の部門別の国際的な比較(対国民所得比)

○ 我が国の社会保障給付の規模を部門別に比較すると、

- ・ 年金 — 米英を上回るが、他の欧州諸国をやや下回る規模
- ・ 医療 — 米英とほぼ同規模、他の欧州諸国をやや下回る規模
- ・ その他の給付 — 米国を上回るが、欧州諸国をかなり下回る規模 となっている



	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
《高齢化率(2005年)》	《20.1%》	《12.4%》	《16.1%》	《19.2%》	《16.4%》	《17.2%》
《国民負担率(2005年)》	《38.3%》	《34.5%》	《48.3%》	《51.7%》	《62.2%》	《70.7%》

(注)OECD: "Social Expenditure Database 2007"等に基づき、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室で算出したもの。いずれも2003年。  
OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(公的住宅費用、施設整備費等)も計上されている。  
高齢化率は OECD: "OECD in figures 2007"、国民負担率は財務省調べによる(なお、日本の2008年度の国民負担率は40.1%(見通し)。)

## 第3号被保険者制度等について

# 女性の年金権の確立と第3号被保険者制度の導入について

## 昭和60年改正前

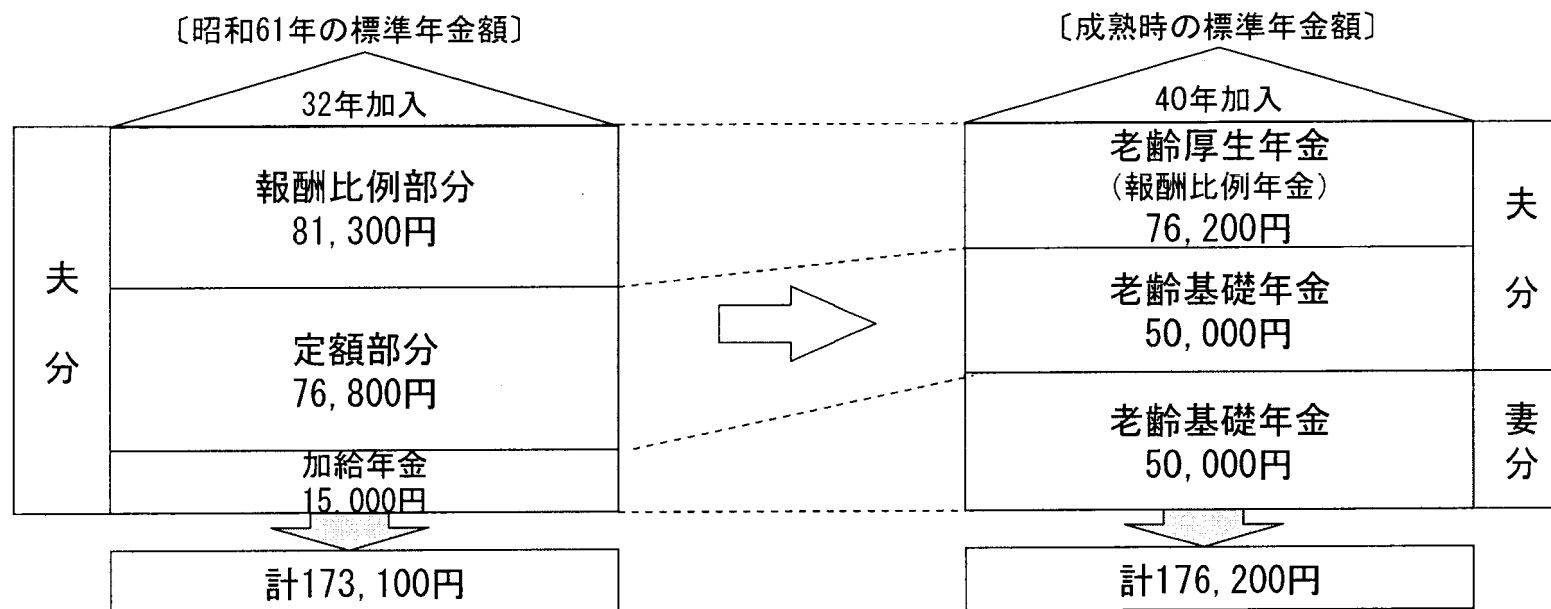
- 国民年金の強制適用対象ではなかった。  
(ただし、任意加入は可能。)
- 任意加入していない場合は、独自の年金権なし。
- 当時、指摘されていた課題
  - ・障害年金が支給されない
  - ・離婚すると年金の受給権がなくなる

## 昭和60年改正後

- 基礎年金制度を導入し、個人を単位とした給付を行う。
- サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金に強制適用対象とする。
- 片働き世帯の給付水準は従来水準を維持しつつ、夫婦2人の基礎年金と被用者の報酬比例年金とする。
- 第3号被保険者については独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担。

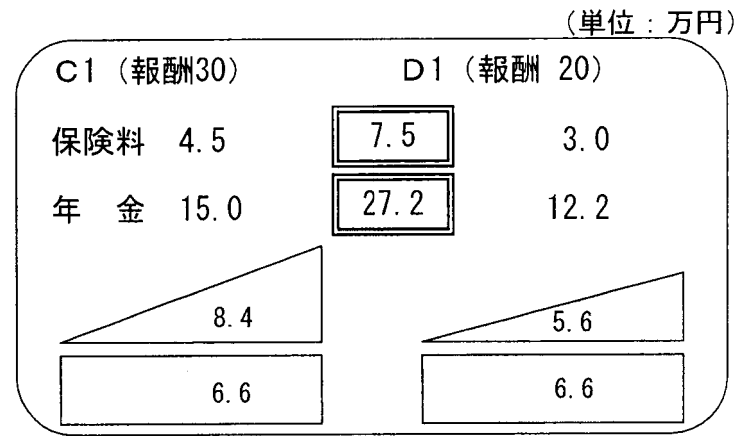
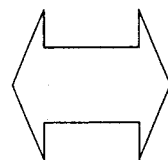
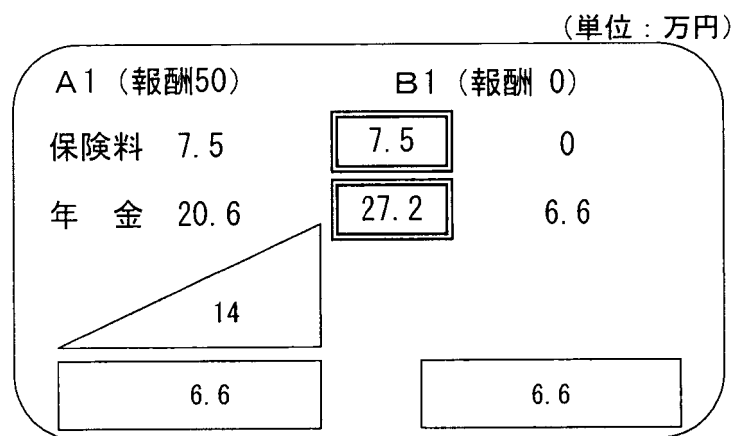
◎これにより、基礎年金部分について専業主婦を含めた女性の年金権が確立

## <基礎年金導入による給付構造の変化（イメージ）>



## <基礎年金導入後の保険料負担と給付（イメージ）>

◎夫婦世帯で標準報酬が同じであれば、保険料負担は同額で給付も同額



## 平成16年改正に至る「女性と年金」に関わる議論の経緯

### 第3号被保険者制度に対する問題指摘(代表例)

専業主婦は、被保険者本人が保険料を負担せずに、基礎年金の給付を保障されている

特に、一定程度の給与所得がある場合であっても、被保険者本人が保険料を負担せずに、基礎年金の給付を保障されている

平成16年改正に向けた検討過程では、第3号被保険者制度を見直すため、専業主婦自身に保険料を負担させるものも含め6つの案を議論したが、多くの論点があり、成案を得るに至らなかった。

※検討経緯は別紙

### 平成16年改正における対応

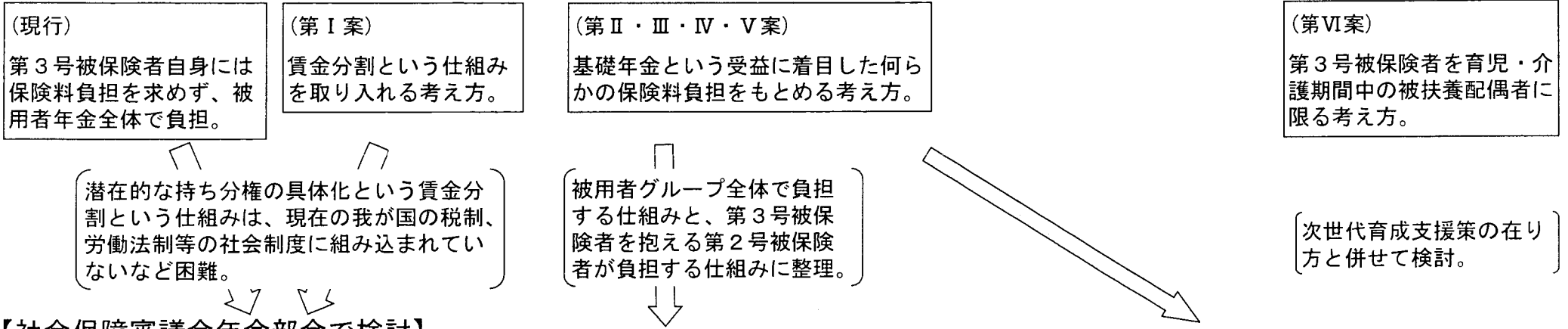
専業主婦自身に新たに保険料を負担させるのではなく、夫が世帯単位で負担している保険料は夫婦が共同して負担したものであるという基本的認識に立つ。

そして、妻も夫の保険料の半額を負担したということを前提に、離婚時に第3号被保険者期間の厚生年金の1/2を分割する制度(いわゆる3号分割)を導入する。

改正法附則において、「短時間労働者に対する厚生年金適用」について、総合的に検討し、必要な措置を講ずる旨を規定。

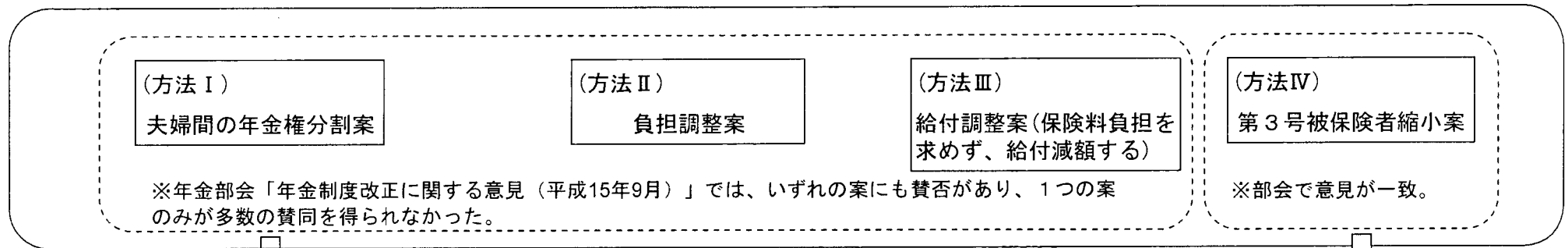


【女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 報告書(平成13年12月)6案(参考1)】



【社会保障審議会年金部会で検討】

(平成14年12月厚生労働省としてとりまとめた「年金改革の骨格に関する方向性と論点」において、上記6案を基に4案(参考2)に整理。この整理を基に検討を進めた。)



現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係に向けて制度を見直していく。

応益負担という厚生年金の原則を変更し、受益に応じた負担を求めることが妥当であるかという問題。世帯単位での給付と負担の公平が崩れる問題、追加負担分についての事業主負担や保険料徴収事務の問題。

全国民共通のものとして高齢期の基礎的費用を賄う基礎年金の趣旨に反するという問題。

【厚生労働省案 持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて(平成15年11月)】



## 平成16年改正以降の議論の経緯

### 平成16年年金制度改正(平成16年改正法)(再掲)

◎離婚時に第3号被保険者期間の厚生年金の2分の1を分割する制度を導入  
(離婚分割・3号分割)

○改正法附則において「短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用」について、総合的に検討し、必要な措置を講ずる旨規定

### 社会保障審議会年金部会 パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ(平成19年3月)

○新たな基準(週所定労働時間20時間以上の者、一定以上の賃金・勤務期間)を設け適用範囲を拡大すべき。学生など属性や業種によって対象から除外すべきではない。企業経営に悪影響を生じることのないよう一定の配慮措置が必要。

### 『パート労働者に対する厚生年金適用の拡大について』(厚生労働省案)(平成19年3月)

○新たな基準(週所定労働時間20時間以上の者、「月額98,000円」以上の賃金、「1年以上」の勤務期間)を設け適用範囲を拡大すべき。従業員「300人」以下の中小企業は、新たな基準の適用を猶予。

### 被用者年金一元化法案(平成19年4月)

○新たな基準(週所定労働時間20時間以上の者、「月額98,000円」以上の賃金、「1年以上」の勤務期間)を設け適用範囲を拡大。従業員「300人」以下の中小企業は、別に法律で定める日まで、新たな基準の適用を猶予。学生は、適用除外。

## 第3号被保険者制度の見直し案

(女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 報告書)

案	第3号被保険者に係る保険料負担の考え方
現行	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担—夫—一定率負担】</p> <p>通常は所得のない第3号被保険者に独自の保険料負担を求めるとせず、第3号被保険者に係る拠出金負担は、夫の加入する被用者年金制度全体で定率負担するもの。</p>
第Ⅰ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担—妻—一定率負担】</p> <p>潜在的な持分権の具体化による賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>個人で負担し個人で給付を受けるという考え方を、応能負担の仕組みを維持しながら貫くことができ、片働き、共働きを通じて、夫と妻それぞれに給付と負担の連動が明確となる。また、報酬比例部分も含め、離婚した場合の年金給付のあり方が明確となる。</p>
第Ⅱ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—妻—一定額負担】</p> <p>第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、それとは別に、第3号被保険者たる妻自身に、第1号被保険者と同額（現在13,300円）の保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>第3号被保険者も含めて個々人全員が受益に着目した負担という考え方から保険料負担を行うことにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
第Ⅲ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—夫—一定額負担】</p> <p>第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第1号被保険者の保険料と同額（13,300円）を加算した保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>所得のある者から保険料負担を求めるという考え方を貫きつつ、受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる</p>

案	第3号被保険者に係る保険料負担の考え方
第Ⅳ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—夫—一定率負担】</p> <p>まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第3号被保険者に係る拠出金負担に要する費用を第3号被保険者のいる世帯の夫の賃金総額で割った率を加算した保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>被用者の保険料負担に係る応能負担の考え方を貫きつつ、第3号被保険者について世帯単位での受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
第Ⅴ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担をより徹底した形で負担能力に応じて負担—夫—一定率負担】</p> <p>夫の賃金が高くなると専業主婦世帯の割合が高まることに着目し、高賃金者について、標準報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求めるという仕組み。</p> <p>片働き世帯が相対的に高賃金であることに着目して、高賃金者の保険料負担を引き上げることにより、実質的に第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。</p>
第Ⅵ案	<p>第3号被保険者を、育児・介護期間中の被扶養配偶者に限るという仕組み（その余の期間については、他案のいずれかの方法で保険料負担を求める。）。</p> <p>第3号被保険者としてのメリットを受けられる期間を育児等の活動を行っている期間に限定することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。</p>

第3号被保険者制度の見直しに向けた4つの案  
(年金改革の骨格に関する方向性と論点)

	考え方	仕組みの概要
【方法Ⅰ】 夫婦間の年金権分割案	様々な生活実態に応じて必要な保障を行う公的年金の機能を確保しつつ、年金給付算定上、世帯の賃金が分割されたものとして評価することにより、夫婦の間で年金権の分割を行い、同一世帯内において個人はそれぞれ負担を行い、給付を受けると擬制する考え方。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2号被保険者と第3号被保険者の夫婦において、保険料負担は、従来どおり、第2号被保険者が勤務する事業所を通じて、その標準報酬に応じた保険料を納付する。</li> <li>○ 年金給付については、第2号被保険者の標準報酬が第3号被保険者との間で分割されたものとして評価する。この場合、第3号被保険者は、基礎年金に加えて、報酬比例年金を有する。</li> </ul>
【方法Ⅱ】 負担調整案	第3号被保険者に対し、基礎年金という受益に着目した何らかの保険料負担を求める考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。	<p>《方法Ⅱ-1》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎年金に関する負担について、被用者グループにおいて、応能負担（定率保険料）と応益負担（定額保険料）を組み合わせる。（負担の一部を受益に応じた負担とする。）</li> <li>○ 例えば、第2号及び第3号被保険者に対して一律に国民年金保険料の半額（現在は、13,300円/2=6,650円）に相当する定額保険料の負担を求め、残りの費用については第2号被保険者の間で定率で負担する。</li> </ul>
		<p>《方法Ⅱ-2》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に関する拠出金負担分を除いて設定する。</li> <li>○ 第3号被保険者に関する拠出金負担に要する費用を、第3号被保険者を抱える第2号被保険者の間で定率で負担する。</li> </ul>

	考え方	仕組みの概要
【方法Ⅲ】 給付調整案	第3号被保険者に対し、保険料負担を求めない代わりに、基礎年金給付を減額する考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。	<p>《方法Ⅲ－1》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3号被保険者について国民年金の免除者と同様の取扱いとし、基礎年金給付は国庫負担部分に限る。</li> <li>○ 現在であれば、基礎年金給付は1/3となり、基礎年金国庫負担割合の1/2への引上げ後であれば、基礎年金給付は1/2となる。</li> <li>○ 第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。</li> </ul> <p>《方法Ⅲ－2》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度では、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により、第3号被保険者に関する保険料負担全額を賄っているが、これを保険料負担の一部に限ることにより、基礎年金給付についても一部とする。</li> <li>○ この場合、例えば、国民年金の半額免除者と同様の扱いとすると、国庫負担割合が1/2であれば、基礎年金給付は3/4となる。</li> <li>○ 方法Ⅲ－1同様、第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。</li> </ul>
【方法Ⅳ】 第3号被保険者縮小案	現実に約1,000万人の第3号被保険者が存在していること等を踏まえ、当面、現行の第3号被保険者制度を維持しつつ、その対象者を縮小していく考え方。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大及びそれに伴う被扶養配偶者認定基準の見直しにより、その対象者を縮小していく。</li> <li>○ この場合、片働き世帯が共働き世帯よりも相対的に高賃金であることに着目して、標準報酬上限を引き上げて保険料の追加負担を求める一方、現行の標準報酬の上限を超える部分は給付に反映されない仕組みとし、実質的に第3号被保険者に関する保険料負担についての不公平感を縮減することも考えられる。</li> </ul>

## 市町村の所得情報の活用について

## 市町村の所得情報の活用について

### (1) 現行の提供制度

- 平成16年改正において、国民年金保険料の納付勧奨、強制徴収や免除周知を的確に実施するため、所得等に関する情報が確実に確保できるように、法的規定を整備。

※ 年金部会からも、公的年金制度の運営に関して、未納者に対する徹底した納付督促活動等の収納活動の強化を行い、強制徴収を確実にを行うための仕組みを構築すべきとの意見。

(「年金制度改正に関する意見」(平成15年9月))

#### ◎ 国民年金法(昭和34年法律第141号)

(被保険者に関する調査)

第一百六条 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、国民年金手帳、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であつた者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる。

2 (略)

(資料の提供等)

第一百八条 (略)

2 社会保険庁長官は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況 ……(略)…… につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合、地方公務員等共済組合法第一百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

3 (略)



## (2)提供される所得情報

- 国民年金第1号被保険者(約2,100万人)のうち、未納期間が1ヶ月以上ある者の所得に関する情報について、年1回から複数回、社会保険庁から市町村に提供を求め、これに応じた市町村から社会保険事務所に所得情報が提供される(平成18年の所得情報の取得状況:累計579万件(平成19年9月末現在))。
- この市町村から提供される情報は、市町村が住民税の課税のために有している所得情報\*(前年の所得)であり、給与所得、事業所得などの内訳は分からず、総所得(各種所得の合計額)の形で提供される。

\* 当該税情報については、給与所得は必要経費として収入に応じた一定率を一律控除されている一方、事業所得は自営業者等の申告に基づく必要経費が控除されていることから、政府税調において、一般の給与者にとって、税負担の「不公平感」が根強く存在することが指摘されている。

(参考)

『個人所得課税に関する論点整理』(平成17年6月21日 税制調査会 基礎問題小委員会)

### 2. 所得の種類と税負担のあり方

#### (1)所得区分

#### [3]事業所得

イ)(略)事業所得に係る必要経費についてみれば、その範囲が必ずしも明確ではなく、本来、必要経費に算入できない家事関連経費について混入を防止する制度的担保が存在しない。そうした中、一般の給与所得者にとって、日常生活において目にする事業所得者の行動に納得し難い思いを抱くこともあり、税負担の不公平感が醸成されている。

### (3) 制度の活用状況等

#### 【①提供状況(平成19年9月末現在)】

提供市町村数(予定を含む)		1,810(99.1%)
提供方法	磁気媒体	1,528(84.4%)
	紙又は閲覧	282(15.6%)

#### 【②活用状況(平成18年度末現在)】

強制徴収の実施状況	最終催告状の送付件数	31万件
	督促状の発行件数	12万件
	差押件数	1万件
免除勧奨の実施状況	全額申請免除	186万件
	学生納付特例	176万件
	若年者納付猶予	42万件

## 公的年金制度に関する各種提言等(1)

- 公的年金制度の在り方については、以下に例示するとおり、労使の関係団体からの提言、報道機関の論評、国会での議論などを通じて、様々な見解が示されているところ。

### <関係団体>

- ・ 日本経済団体連合会 (公的年金の一元化に関する基本的見解 2005年10月)
- ・ 経済同友会 (活力ある経済社会を支える社会保障制度改革 2005年4月)
- ・ 日本労働組合総連合会 (政策・制度 要求と提言 2008～2009 2007年5月)

### <報道機関>

- ・ 日本経済新聞社 (年金制度改革研究会報告 2008年1月)
- ・ 朝日新聞社 (社説 2008年2月)
- ・ 読売新聞 (社説 2008年4月)

### <政党・その他>

- 各政党におけるマニフェストのほか、以下のような提言がなされている。
- ・ 年金制度を抜本的に考える会 (提言とりまとめ (案) 2008年2月)
  - ・ 塩川正十郎社会保障国民会議委員 (年金制度改革への提言 2008年3月)
  - ・ 麻生太郎衆議院議員 (中央公論 2008年3月号)
  - ・ 丹羽雄哉衆議院議員 (正論 2008年5月号)

## 公的年金制度に関する各種提言等(2)

公的年金制度の在り方に関する各種提言については、以下のとおり、多様な内容となっている。また、将来像に止まるものや移行措置を具体的に言及するものなど、具体性も様々である。

- 基礎部分は、税方式とするもの。  
この場合、例えば、以下のような観点から、具体案は異なる。
  - ①すべての高齢者に同額の給付を行うこととするか、所得の多寡や居住期間の長短に応じて給付を制限することとするか
  - ②現行制度からの移行について、納付期間に応じて給付を加算することとするか、未納期間に応じて給付を減額することとするか
  - ③給付水準を現行程度とするか、引き上げるか
  - ④財源について、専ら消費税とするか、一般財源や事業主負担など各種財源の組み合わせとするか
  
- 基礎部分は、国庫負担付きの社会保険方式を基本とするもの。  
この場合、低年金者等への対応として、生活保護を受けやすくするような配慮を検討してはどうかとするものや最低保障年金を創設し、一定収入以下の高齢者世帯に一定額を保障するというものがある。また、一定年齢以下の子育て世帯の両親の基礎年金保険料を国が税財源で負担するというものもある。
  
- 所得比例部分は、積立方式とするもの。  
この場合、例えば、①任意の積立を可能とするか、②民営化し私的年金とするかなどの観点により、具体案は異なる。
  
- 所得比例部分は、社会保険方式を基本とするもの。  
この場合、例えば、①被用者のみを対象としてパート労働者への適用範囲を大幅に拡大するか、②自営業者等を対象とする仕組みを創設するか、③被用者と自営業者を一緒に対象とする仕組みとするかなどにより、具体案は異なる。

# 関係団体からの提言

## 【参考資料】

○日本経済団体連合会の提言	1
○経済同友会の提言	3
○日本労働総合総連合会(連合)の提言	9

## 公的年金の一元化に関する基本的見解

2005年10月18日

(社)日本経済団体連合会

与党では、2009年までのできるだけ早くに、被用者年金一元化に関する結論を出そうとしており、また前国会で設置された「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議」においても一元化を含む年金制度改革について先行して結論を出すこととしている。日本経団連では、社会保障制度等の一体的改革について意見を発表してきたが、現段階で、これまでの意見を踏まえて、年金一元化に関する基本的スタンスを下記のとおり、あらためてとりまとめた。

### 記

#### 1. 被用者年金部分（2階部分）の統合を先行する

厚生年金保険は、「1995年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる」という1984年の閣議決定を前提に、船員保険（職務外年金部分）、旧公共企業体職員共済年金、農林漁業団体職員共済年金の統合を引き受けてきた。

残る国家公務員、地方公務員および私立学校教職員の3グループの共済年金の2階部分についても、厚生年金に統合していくべきであると考えます。

統合にあたっては、これら3グループの共済年金の給付と負担は、厚生年金に合わせる方向で見直すべきである。例えば、共済年金における遺族年金の転給制度、職域加算部分の存在、割安な保険料率（厚生年金相当部分）など、厚生年金よりも優遇されている部分である。

転給制度については廃止すべきであり、また、公務員の労働条件全般は民間準拠とするという考え方に立って、公務員グループの共済組合の職域加算部分（事業主負担部分）については、退職金制度と合わせて民間企業なみにしていく必要がある。保険料率についても、基本的に厚生年金に合わせるべきである。

積立金については、厚生年金なみの積立度合いに相当する部分を厚生年金に移管するなど、公平な取り扱いになるよう調整する。

なお、3共済年金の事務（納付記録・裁定・給付など）については、社会保障庁を解体して創設される「新年金組織」が統合して実施することとし、公的年金保険料は事業主としての各組織が徴収し、「新年金組織」に納付するようすべきである。

これらの統合は、できるかぎり早期に実現することが望ましい。

#### 2. 国民に共通する所得比例年金の導入は、将来の選択肢の一つ

公的年金一元化に関連して、自営業者までを含めた国民に共通して所得比例の年金を導入するかどうかという課題が議論されているが、こうした改革は将

来の選択肢の一つと考える。

この改革を実現するためには、社会的公正・公平などを確保する観点から、まず次のような課題を解決することが求められる。

例えば、①被用者と自営業者などの間の所得捕捉・保険料徴収の公平の確保、②自営業者の所得比例保険料負担に対する納得、③社会保障、社会福祉制度、納税制度に共通する番号制および「社会保障個人会計」の導入と普及、④生活保護水準の是正などによる社会保障制度の整合性の確保、などがある。

いずれも制度の実施とその後の効果の確認に時間を要するものである。したがって、公的年金制度については現行の2階建ての仕組みを維持しつつ、その中で合理化を進めていかざるをえない。

### 3. 厚生年金保険料率は15%を上限に

2004年の年金制度改革で、①厚生年金保険料率を毎年0.354%ずつ引き上げ、2017年から18.3%で固定する（国民年金保険料も毎年引き上げ）、②マクロ経済スライドを導入して、年金給付の増加を抑える、こととなった。

日本経団連は、今回の公的年金改正にあたって、①厚生年金保険料率の上限は15%に止めるべきである、②財政悪化が見通される場合には年金給付で調整を図る恒久的自動安定化措置を設けるべきである、などと主張した。

今回のマクロ経済スライドは、政府の想定どおりであれば、2023年度に終了する予定である。しかし公的年金の被保険者数は、わが国の出生率が回復しなければその後も減少するおそれが高い。

したがって、世代間の給付と負担の均衡を回復するなどの観点から、厚生年金保険料率は段階的に引き上げるにしても、15%に達した時点で引き上げを止め、他方、税制の抜本改革や社会保障制度の一体的改革においてさらなる給付水準の見直しを検討すべきである。また高額給付部分の抑制措置を追加し、現行のマクロ経済スライド終了後も、公的年金被保険者数の減少分を給付抑制に反映する措置を継続すべきである。

1階部分については将来的には税方式化することを目指す。当面は、2009年度に2分の1となった後の基礎年金の国庫負担割合についても、一体的改革の議論の中で再検討を求める。また上記の追加的給付抑制が国庫負担額の減少につながらないように、少なくとも現行の給付・負担方式（国庫負担割合2分の1）に基づいて算出した国庫負担額は確保されるべきである。

なお、保険料未納があればそれを給付に反映しないとする現行の取り扱いを継続する。仮に将来、税方式に移行した場合でも、またそれまでの移行期間においても、過去に未納期間に関する同様な措置は続けるべきである。

以上



## 活力ある経済社会を支える社会保障制度改革

—抜粋—

2007年4月

社団法人 経済同友会



上は、給付サービスの公平性、合理性を追求していかななくてはならない。そのために早急に進めるべきインフラ整備として、社会保障への個人番号制度の導入と、医療におけるカルテ、レセプトの電子化、オンライン化がある。

社会保障への個人番号の導入により、年金、医療、介護、生活保護等の給付面における重複給付や給付漏れを効率的に防ぐ一体的改革が可能になる。また、受給者側にとっても、必要な給付サービスや情報を簡潔な手続きで受けられる等、利便性が向上する。

医療におけるカルテ、レセプトの電子化、オンライン化の推進は、客観的なデータに基づいた標準的な医療を導くためには必須であり、最終的に給付の効率化にも大きく貢献すると考えられる。

以上を踏まえ、本提言では、最も重要な下記の四点に焦点を絞り、改革の実現に向けた提言を示す。

- (1) 公的年金制度においては、全額目的消費税で賄う新基礎年金制度により、老後の生活におけるナショナル・ミニマムを保障する。
- (2) 75歳以上の高齢者に対する医療においては、独立した高齢者医療制度で適正な医療サービスを提供する。診療報酬体系には、標準医療の設定を前提に、入院、外来ともに定額払いを拡大する。
- (3) 介護、子育て、就労支援策においては、現役世代の活力を経済成長に注ぐことに力点を置き、労働市場への参加を促す。
- (4) 社会保障に個人番号制度を導入し、年金、医療、介護、生活保護の給付における一体的改革を進める。医療においては、カルテ、レセプトの電子化、オンライン化を徹底し、標準医療の設定に向けたインフラを整備する。

### Ⅲ. 抜本的・一体的改革の実現に向けて

#### 1. 新基礎年金制度による老後の生活におけるナショナル・ミニマムの保障

政府による2004年の公的年金制度改正では、マクロ経済スライドが導入され、基礎年金の給付水準も改正前と比べて15%削減されることになった。基礎年金の役割については、改めて問い直す必要があるが、多くの国民にとって基礎年金は、老後の収入として大きな割合を占めている。こうした中で、40年間加入

して初めて満額を受給できる基礎年金制度が、老後の必要最低限の生活保障の役割を果しているとは言えない。

政府は、基礎年金部分と報酬比例部分を合わせたモデル世帯の所得代替率を50%以上に維持すると同時に、保険料率を18.30%まで引き上げるとしている。しかし、所得代替率の維持と保険料率の固定を両立することは、ほぼ不可能である。また、公的年金制度の役割は、本来、老後の生活に関するナショナル・ミニマムの確実な保障であり、基礎年金部分こそ堅牢な制度にするべきである。

経済同友会では、このような考えに基づき、下記のような基礎年金制度の抜本的改革を2002年12月に提言した。

- ・老後の生活に関するナショナル・ミニマムを個人単位で保障する新基礎年金制度を創設し、65歳以上の全国民に1人月額7万円を給付する。
- ・新基礎年金の財源は、全額目的消費税で賄うが、一方で公的年金保険料はゼロにする。

公的年金の役割を老後の必要最低限の生活保障に限定し、全額税方式にすることにより、全国民で支え合い、確実かつ平等な給付を受けられる制度に転換するという改革は、まさに抜本的である。

なお、改革に対する国民の合意形成、制度改革までに要する準備期間、さらに団塊の世代の年金受給開始時期等を考慮すると、2010年代前半までには改革を実施するべきである。

## (1) 新基礎年金の給付額について

### ① 高齢単身世帯の生計費との関係

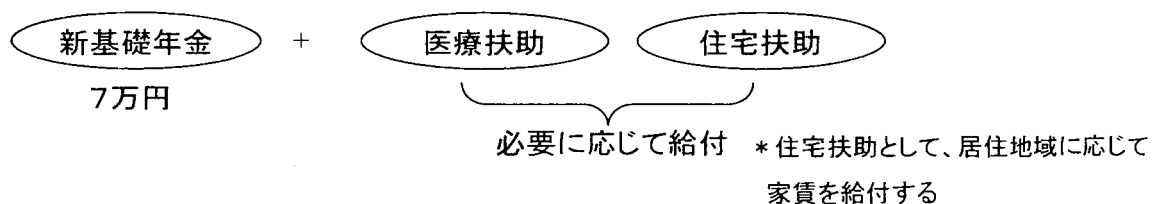
新基礎年金制度で、老後の生活に関するナショナル・ミニマムとして位置づけた給付額（1人月額7万円）の妥当性について、高齢単身世帯（無職）の生活実態を最新データに基づき、改めて確認する。食料、光熱費、交通・通信、保健医療等、基礎的支出に分類される部分（住居、保健医療サービスを除く）については、7万円で賄える（図表1）。公的年金の役割は、老後の最低限の生活保障であること、また基礎年金の平均給付額53,012円（2005年度）、40年間加入した場合の満額66,208円（2005年度）を鑑みれば、65歳以上の全国民に、1人月額7万円を給付する新基礎年金制度は、その役割を充分果すことができると言える。

なお、新基礎年金による所得は、他の所得と合算して課税されるが、その際には、公的年金等控除額の水準を見直し、抑制することで、現役世代の家計の負担とバランスを図るべきである。

## ②生活保護制度との連携

現在、生活保護制度においては、医療扶助は単給化されているが、これに加え、住宅扶助も単給化する。新基礎年金で必ずしも賄いきれない「保健医療サービス」、「住居」の費用については、生活保護制度で単給化された医療扶助、住宅扶助を必要に応じて給付できるようにすれば、老後のリスクへの備えをより確実にできると考えられる。

なお、新基礎年金制度の目的が老後の最低限の生活保障であることから、新基礎年金と65歳以上の生活扶助との重複給付はなくなる。



## ③第三号被保険者制度、ならびに遺族の生計との関係

税を財源とする新基礎年金制度は、個人単位的生活保障であることから、第三号被保険者制度は廃止になる。従って、厚生年金加入者に扶養されている配偶者が保険料負担なしに基礎年金を受給する第三号被保険者問題は解消される。

また、遺族の生計との関係では、高齢夫婦世帯で夫(妻)が受給していた新基礎年金を遺族年金として受給することはできない。

仮に、65歳以上の妻(夫)のみの単身世帯となった場合、自身の新基礎年金月額7万円と相続遺産扱いとなる夫(妻)の新拠出建年金<sup>2</sup>に、通常の遺産を加えて生計費を賄うことになる。夫(妻)の新拠出建年金や通常の遺産が充分でなく、生計費が不足する場合は、前述の生活保護制度における医療扶助、住宅扶助の給付で対応する。

なお、死亡した者によって生計を維持されていた妻(夫)、子どもについては、新基礎年金制度ではなく、生活保護制度、児童扶養手当制度の枠組みで生活を保障する。

## (2) 新基礎年金給付額と年金目的消費税率の推移

2004年の公的年金制度改正により、新規裁定時の給付額は、1人当たり賃金の上昇率から、概ね0.9ポイントのスライド調整率相当分を控除したマクロ経

<sup>2</sup> 経済同友会は、2002年12月に厚生年金の報酬比例部分を私的年金に移行すること、2004年2月に私的年金として新拠出建年金制度を導入することを提言した。新拠出建年金制度の特徴は、①民間金融機関が運営する拠出建の私的年金であること、②原則としてすべての国民が加入可能であること、③国は税制面での優遇措置を行うこと、④企業は定率の拠出を行い従業員の老後への備えを支えることである。

済スライドにより改定されることになった。同様に、既裁定の給付額は、物価上昇率から同調整率が控除されるため、当面、購買力は低下していくこととなった。

新基礎年金制度は老後の最低限の生活保障であるため、その給付額は購買力の維持を踏まえて推移させなければならない。具体的には、新基礎年金の新規裁定額、既裁定額ともに物価スライドを適用する。

簡単な試算を行うと、1人月額7万円の給付額は、2020年には約78,900円、2030年には約87,100円になる(図表2-1, 図表2-2)。2006年12月発表の将来推計人口を踏まえて試算した給付総額は、2020年には約34兆円、2030年には約38兆円になり、新基礎年金の財源となる年金目的消費税の税率は、2010年代から2050年にかけて9~10%で推移する(図表3-1, 図表3-4)。

少子高齢化が進展し、人口構成が急激に変動する下では、保険料による世代間の所得移転で老後の生活を保障することは、財政的持続性が低く、高齢世代と若年世代の間での不公平も生じている。また、公的年金への未加入、保険料の未納等から生じる世代内での不公平も問題となっている。公的年金として、老後の最低限の生活を確実にかつ平等に保障していくには、国民で広く薄く負担する消費税を財源とした税方式に、最も優位性があることを改めて認識する必要がある。

### (3) 厚生年金の報酬比例部分の民営化

厚生年金における報酬比例部分についても、国による賦課方式の運営では、給付水準の維持のために、現役世代に更なる負担を求めることになる。2004年年金改正でも所得代替率を想定通りに維持することは困難であり、国民の不安が払拭されるとは言い難い。持続性と信頼性のある年金制度にするためには、世代間の所得移転による賦課方式を見直す必要がある。

こうした考えに基づき、経済同友会は、厚生年金の報酬比例部分を民間でも提供可能な積立方式の私的年金にすること(民営化)を2004年2月に提言した。この改革と新基礎年金とによって、個人は、将来の年金受給の見通しが立てやすくなる。

民営化への移行では、賦課方式から積立方式に変更するため、移行時の現役世代が自らの将来の年金の積立てに加え、そのときの高齢世代に給付する年金分も負担する「二重の負担」<sup>3</sup>の問題が避けられない。この問題への対処としては、可能な限りの政策を組み合わせ、現役世代、高齢世代の双方で移行に伴う

<sup>3</sup> 厚生労働省の「平成16年財政再計算結果」によると、「二重の負担」は、420兆円になる。  
(過去期間に係る給付740兆円) - (過去期間に係る国庫負担150兆円) - (現在保有する積立金170兆円) = 420兆円

負担を分かち合うことが考えられる。

民営化への移行は、政府が多額の積立金を運用することによる金融資本市場への影響等を考慮しながら、実施する必要がある。具体策としては、

- ・民営化への移行が終了するまでの間の公的年金積立金の効率的な運用
- ・年金支給開始年齢の引き上げ
- ・高齢者雇用の促進策の展開

等の移行政策の組み合わせが考えられる。中でも「公的年金積立金の効率的な運用」について、スウェーデンでは、積立金の運用組織を複数設立し、分配された資金を元に、運用成果を競争させるといったことが行われている。民営化への移行期間では、こうした事例を参考に、政府による多額の公的年金積立金の運用<sup>4</sup>を暫定的に設置する複数の機関に競わせ、その運用成果を活用することも考えられる。

これらの政策を組み合わせ、なおも残る積立不足については、既裁定年金の給付の削減、消費税率の上乗せにより、解消していくことも考えざるを得ない。

「二重の負担」の問題は、社会的影響が大きいため、国民の納得と経済的合理性に基づき、長期間かけて対処する必要があるだろう。簡単な試算を行うと、仮に、支給開始を2年引き上げて67歳にした場合には、約3.6兆円、また、消費税2%を上乗せ徴収した場合には、約5兆円の財源が得られる。これを組み合わせ、年間約8.6兆円ずつ半世紀近くかけることで、「二重の負担」の問題の解決を図ることも一つの選択肢として考えられる。

民営化への具体策とそれに伴う負担を国民に示した上で、どのような移行政策を組み合わせるかは国民の選択に委ねられるが、長期的に見て経済合理性に適った視点から、国民的議論を十分に尽くす必要がある。

## 2. 高齢者に対する適正な医療サービスの保障

経済同友会では2005年4月に、医療制度の抜本的改革として、75歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度を創設し、74歳以下の前期高齢者は、現役世代の医療保険制度に加入する新たな体系を提言した。財源に関しては、現在、国民健康保険や政府管掌健康保険に投入している公費を75歳以上の高齢者医療制度に集中投入することで、現役世代の医療保険料からの支援なしに、財政的持続性を確保できる。他方、現役世代の医療保険は、原則として保険料と自己負担で運営する。

これらを踏まえ、高齢者に対する適正な医療サービスの保障について、以下に具体的に述べる。

---

<sup>4</sup> 平成18年度（2006年度）第2四半期末の運用資産額は、76兆3,556億円。

2008～2009年度 (2007年7月～2009年6月)

# 「政策・制度 要求と提言」

— 抜粋 —

日本労働組合総連合会

### 3. 安心の福祉・社会保障の確立 (福祉・社会保障政策)

普及をはかる。

- ③妊娠・出産、月経困難症、女性特有の疾病、更年期障害等について、情報提供と相談体制を保健所・女性センター等を中心に整備するとともに、性差を考慮した適切な医療体制を構築する。
- ④医療機関の機能分担と連携強化、救急医療や産科・小児医療体制の確立により、地域の医療格差、医師・看護師等の不足を解消し、良質で安心の医療サービスを提供できる体制を確立する。
- ⑤長時間労働や、深夜労働が妊娠・出産に与える影響についての研究・調査を行う。
- ⑥母体保護法をリプロダクティブヘルス/ライツに基づいた内容に改正する。刑法第29章「墮胎の罪」は廃止する。

#### 3. 年金空洞化の解消と皆年金の確立に向け、基礎年金の税方式化や年金一元化を実現し、老後生活の基本を支える安心と信頼の年金制度を構築する。

- (1) 2004年の年金改正によって導入された、14年連続の保険料引き上げと「マクロ経済スライド」を改め、2008年9月まで（厚生年金保険料率が15%に達するまでの間）に以下の点を柱とした年金制度に抜本改革し、真の皆年金を確立する。
  - ①基礎年金の「空洞化」を解消し、「皆年金制度」を再構築するため、2009年に全額税方式へ転換する。厚生年金等の被用者年金は、所得比例年金として引き続き保険方式とする。
    - a) 基礎年金の財源は、1/2までは一般財源とし、1/3を「年金目的間接税」、1/6を事業主負担（社会保険料相当分）として、高齢者および障がい者の生活費の基礎的部分をまかなう給付水準（月7万円程度）を保障することとし、一定以上の所得者は所得に応じて逡減する方式を検討する。
    - b) 「年金目的間接税」の導入にあたっては、現行消費税の欠陥是正（インボイス方式の導入、軽減税率の措置等）の措置を併せて実施する。
    - c) 基礎年金を税方式に転換した場合の受給要件は、以下のとおりとする。
      - ア) 老齢基礎年金の受給要件は、18歳以後5年間で日本に居住した者に受給権を与える。基礎年金は、40年間居住で満額給付とし、居住期間に比例した年金額（20年居住で半額）とする。なお、全額税方式への切り替え時期に国民年金保険料の未納期間（未加入期間）がある場合は、その期間は基礎年金の算定期間（居住期間）に入れない制度とする。
      - イ) 遺族基礎年金の受給要件は、18歳未満の子どもがいる配偶者あるいは18歳未満の子どもであることとし、その子どもが日本に居住していることとする。
      - ウ) 障害基礎年金の受給要件は、18歳未満に国内で障害になった場合に18歳以降も引き続き1年以上日本に居住することが見込まれること、また18歳以降に国内で障害と

### 3. 安心の福祉・社会保障の確立 (福祉・社会保障政策)

なった場合にその後も1年以上日本に居住することが見込まれることとする。

d) 全額税方式に移行するまでの間は、以下の措置を直ちに行う。

ア) 早急に国庫負担割合を一般財源により1/2へ引き上げる。これと連動して保険料を引き下げる(国民年金保険料月額3,000円、厚生年金等の保険料率1%の引き下げ)。

イ) 年金の受給要件である加入期間25年を、諸外国の制度との均衡を考慮しつつ10年程度に短縮し、受給権を拡大する。

ウ) 国民年金の空洞化によって発生している未納者、免除者、学生納付特例者の保険料相当分については、第1号および第2号被保険者の保険料で補てんするのではなく、国庫負担でまかなう制度に改める。

エ) パート労働者等の厚生年金への適用拡大、被扶養者認定の年収要件の見直しで、第3号被保険者の対象者を縮小する。

② 標準的な年金水準は、介護保険その他の負担が増加する今後の老齢期の生計費の基本部分を担うものとするため、全給付期間を通じ、税・社会保険料を除く手取りベースで現役労働者賃金の55%の水準を確保する。

そのため、2000年改正で削減された報酬比例部分の5%相当分、基礎年金を引き上げたうえで、可処分所得スライドを復活させる。

③ パート・派遣労働者や中小・個人事業所等のすべての雇用労働者の均等待遇と、年金の「空洞化」や違法な脱退等を是正するため、すべての雇用労働者が厚生年金に原則適用とする制度に改める。(1.(9)①を参照)

a) 当面は、適用基準を労働時間要件「2分の1(20時間)以上」、ないし年収要件「65万円以上」(給与所得控除の最低保障額)として、いずれかの要件に該当すれば、厚生年金を適用する。また、5人未満および未適用業種の事業所についても厚生年金への強制適用とする。被扶養者の年収要件(第3号要件)は65万円とする。

b) 派遣労働者の厚生年金保険料について、派遣元が納付義務を怠ったときに、派遣先が補充責任として連帯債務を負うものとする。

④ 失業中も障害年金や遺族年金等の受給権を確保するため、厚生年金への「継続加入制度」を創設する。

a) 継続加入期間の保険料負担は2年間を限度に猶予して、再就職後に追加分納する。

b) 追納の保険料は、労使分、本人分(給付算定は半額)、免除制度(障害・遺族年金の対象)との3選択制とする。

c) 追納期間は猶予期間の2倍(4年)以内とする。

⑤ 年金制度の一元化にあたっては、以下の点に留意しつつ進める。

a) 雇用労働者への厚生年金の完全適用をはかっただうえで、2001年3月の閣議決定に基づく国家公務員共済年金および地方公務員共済年金の財政単位の一元化の実施を踏まえ、関係者の合意を得つつ、完全な情報公開のもとで、被用者年金の一元化に向け推進をはかる。

b) 被用者年金一元化にあたっては、60歳~65歳の被用者年金の定額部分(1階相当分)



### 3. 安心の福祉・社会保障の確立 (福祉・社会保障政策)

の給付、および基礎年金の完全税方式までの間の「基礎年金拠出金」に関わる保険料負担があるため、1986年以降の加入期間の2階部分について各制度が拠出する「被用者年金勘定（仮称）」から給付を行い、財政単位の一元化をはかる。

- c) 旧恩給期間に係る追加費用は、国および自治体の責任で負担することを基本とし、厚生年金の保険料や積立金に転嫁しない。
  - d) 各制度間で加入記録が把握できるようにして、年金相談等のワンストップサービスを実現し、加入者や受給者にとって利便性を向上させる。
  - e) 納税者番号制度や消費税へのインボイスの早期導入等による所得捕捉の徹底をはかり、自営業者の所得比例年金制度の創設をめざす。
  - f) 自営業者等の保険料負担（事業主負担）のあり方を整理し、被用者年金と自営業者の所得比例年金との一元化を展望する。
- (2) 労使の参加による年金制度の実施・運用を実現する。
- ① 公的年金の運営体制のあり方について、保険料を拠出する労使の参画、運営責任の明確化、信頼回復、利便性の向上の観点から、以下のとおり改革を行う。
    - a) 国が超長期にわたり最終的な運営責任を負うことを明確にし、保険料を拠出する労使が運営に参加する仕組みとする。
    - b) 適用、徴収、裁定、給付、相談、記録管理の一体性を確保し、各事務を行う現場の声が、年金制度の設計に反映される体制とする。
    - c) 被保険者、受給者の個人情報確実に保護される体制とする。厚生労働省が個人情報保護の監督責任を負うこととし、個人情報の一元的な苦情処理体制を整備する。
    - d) 共済年金や健康保険との連携をはかり、被保険者、受給者、事業主に対し、徹底的にサービスを向上させる。
    - e) 年金運営に係る費用と効果を、運営に携わる機関全体で把握し、毎年度国民に明らかにし、体制の見直しを行う。
    - f) 民間事業者に事務を委託する場合には、倒産、事故等による損害の補償が行うことを条件とする。
  - ② 年金積立金の管理運用のあり方については、保険料を拠出する労使が参画する場で検討する体制を確立し、以下のとおり改革を行う。
    - a) 積立金は逡減して、高齢化のピーク時でも給付総額の1年分程度とする。
    - b) 積立金の運用方法については、国債等の債券運用により元本確保、安定運用を基本とする。
    - c) 次世代育成支援策として、年金積立金から若者に対する自己啓発費用等被保険者に対する還元融資制度を創設し、市場運用枠を縮小する。
    - d) 積立金の管理運用におけるリスクを分散させるため、現在年金積立金管理運用独立法人が独占的に受託している管理運用業務を、複数の主体に行わせる。
    - e) 年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営にあたって、以下のとおりとする。
      - ア) 被保険者と事業主の代表が運営に参加し、運用実績を含む業務の外部チェック機能

### 3. 安心の福祉・社会保障の確立 (福祉・社会保障政策)

を持たせる。

- イ) 運用上のリスクだけでなく、内部管理上のリスク管理を徹底し、公表する。
  - ロ) 四半期ごとの運用実績等を、被保険者および受給者に分かりやすく公表し、年金個人情報などの定期的な通知の際に併せて情報提供を行う。
  - エ) 自主的業務運営と責任の明確化をはかるため、役職員の天下り・出向人事を禁止する。
  - フ) 労使が拠出した保険料を活用して建設した施設については、運用実態を抜本的に検討し、労使団体や自治体による利用計画等を含めて、国民資産として積極的な活用をはかる。
- (3) 雇用と年金の接続を確保するため、以下のとおり見直す。
- ① 基礎年金の繰上げ受給減額率を、現行の5年で30%から、現在の平均寿命をより反映し25%へ早急に改善する。
  - ② 在職老齢年金非適用者（労働時間要件3/4未満、共済年金受給者、賃金以外の収入のある者）との公平性を確保するため、現行の在職老齢年金制度を廃止し、総収入（賃金、高年齢雇用継続給付金、事業所得、家賃、配当・利子等）をベースに、年金額を調整する制度に抜本的に改める。
  - ③ 在職老齢年金の支給停止額の算定に用いる総報酬月額相当額について、受給時における実際の賃金を反映する仕組みに改める。
- (4) 年金課税の見直しに伴う税収増は、年金財政に全額繰り入れる。
- (5) 独立行政法人や民間委託を含む年金事務費については、全額国庫負担を基本とし、直ちに保険料を拠出する労使が参画する場で検討する体制を確立する。
- (6) 遺族厚生年金について、以下のとおり見直す。
- ① 当面、遺族年金の支え手である被保険者の年収とのバランスをはかる観点から、年収850万円未満の遺族に支給される現行制度について、遺族となった者の年収に応じて、年収600万円程度から段階的に年金額を調整する仕組みに改める。また、適用認定については、毎年の年収をもとに認定する仕組みに改める。
  - ② 遺族厚生年金の支給要件の男女差（男55歳以上）については、将来の遺族年金のあり方、方向性と整合性をはかりつつ、格差縮小に向けて見直す。
- (7) 雇用労働者である国民年金第1号被保険者についても、育児休業を取得した際の保険料免除措置を導入する。
- (8) 障害者年金について、以下のとおり見直す。
- ① 「特別障害給付金」の一層の適用拡大等、無年金となっている障がい者の解消をはかる。
  - ② 障害基礎年金の支給を、障害厚生年金に合わせ3級障がい者からとし、給付水準を引き上げる。
- (9) 厚生年金の外国人脱退一時金の支給率を改善する。
- (10) 年金保険料の徴収を徹底し、収納率の向上に努める。

### 3. 安心の福祉・社会保障の確立 (福祉・社会保障政策)

- ①厚生年金の未適用事業所に対する加入指導や職権適用を徹底するとともに、厚生年金の被保険者に係る届け出が確実に行われるよう事業主に対する指導を強化する。
  - ②国民年金第1号被保険者の保険料徴収業務を市町村の法定受託事務とし、国民健康保険料徴収との連動等を検討する。
  - ③市町村の税務事務との連携を強化し、所得がある者の強制徴収を徹底する。
  - ④市町村と連携し専門実務家の協力を得て信頼ある年金相談業務を充実する。
  - ⑤年金加入記録の相談、確認、突合等を迅速に行う体制を整え、年金事務の信頼回復に全力を挙げる。
  - ⑥転職等に伴って年金保険料の未納や年金制度からの未加入状態にならないように、被保険者資格喪失の通知と国民年金第1号被保険者への切り替えを促す通知を行う。
  - ⑦年金個人情報の定期的な通知にあたっては、「ねんきん定期便」で厚生年金、共済年金、国民年金の加入実績が確認できる仕組みとし、被保険者が確実に理解できる内容とする。
- (11)賃金の後払いとしての性格と老後の生活保障としての機能を有する企業年金については、安心して確実な給付を受けられる制度を構築する。
- ①企業年金の運用に係る特別法人税を廃止する。
  - ②厚生年金基金の「代行」制度を廃止する。
  - ③「確定給付企業年金法」については、受給権保護のため支払保証制度の導入等により、本来の「企業年金基本法」（仮称）へと抜本的に組み替える。そのうえで、将来的には退職一時金と企業年金を包括する退職給付保護制度の制定をめざす。
  - ④税制適格年金の廃止に伴う他の企業年金制度への移行にあたっては、加入者および受給権者の受給権保護の観点から、円滑な移行のための十分な措置を講ずる。
  - ⑤確定拠出年金については、企業年金の性格を踏まえ、受給権保護の観点から以下のとおり見直す。
    - a) 事業主が従業員に対して導入時および導入後の継続的な投資教育を行うことを法律で義務づける。
    - b) 確定拠出年金を導入する企業において、従業員の転職時に移換手続が確実に行われるよう、事業主に従業員への説明義務を課す。
    - c) 高齢者雇用の進展を踏まえ、加入対象年齢を引き上げる。
    - d) 生活困窮時等における個人別管理資産の中途引き出しを認める。
    - e) 運営管理機関の業務撤退に伴う資産移管手数料について、運営管理機関の責任であることを明確にする。
  - ⑥企業年金や退職金が手薄な中小・零細企業で働く労働者の格差是正をはかるため、中小企業退職金共済（中退共）制度と勤労者財形制度の拡充をはかる。また、中退共と税制適格年金を併用している企業における税制適格年金から中退共への移行を可能とする。